

磐梯町農業委員会 7月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和4年7月20日（水）午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 金田 未樹 2番 鈴木 翼 3番 佐藤 栄祐

4番 前田 諭志 5番 川井 信之 6番 鈴木 勇一

7番 遠藤 充孝 8番 上野 庄市 9番 田中 茂

10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

2番 鈴木 一功 3番 鈴木 照喜 4番 加藤 正己

5番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

なし

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第59号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第60号 農用地利用集積計画の承認について（利用配分）

議案第61号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 1番 金田 未樹 委員

議席 3番 佐藤 栄祐 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第3 議案第59号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和4年7月20日提出。

まず、1番でございます。利用権設定をする農地の所在は、大字〇〇字〇〇24番 田 農振農用地 面積は2,809㎡ 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏で親子の関係であります。利用目的は畑、期間は5年、10アール当り賃借料は無償です。

次に2番です。利用権設定をする農地の所在は、大字〇〇字〇〇28番外1筆 田 農振農用地 2筆面積合計は3,499㎡ 再設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は令和5年3月31日まで、10アール当り賃借料は12,000円です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

1 番についてですが、利用権設定する者と受ける者の面積が同じだが、この書き方でいいのか確認したい。

事務局

大変失礼しました。同面積が挙がっておりますが、通常ですと受ける者の面積が入りますので、確認しまして、後ほど訂正して報告させていただきたいと思います。

議長

他に質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第 5 9 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権貸借) 承認することに決定いたします。

議長

日程第 4 議案第 6 0 号 農用地利用集積計画の承認について (利用配分)

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 4 議案第 6 0 号 農用地利用配分計画案に関する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める、令和 4 年 7 月 2 0 日提出。

まず、1 番の申請地について説明申し上げます。

農地の所在が、大字〇〇字〇〇 6 0 番外計 7 筆 田 8 筆面積合計は 1 2, 1 4 8 m²、農振農用地、所有者が〇〇の〇〇〇〇氏、権利種別は機構法賃貸借、内容は転貸、農地中間管理機構が間に入りまして、権利の設定を受ける者として〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、存続期間が令和 4 年 8 月 2 6 日から令和 8 年 2 月 2 8 日までの 3 年 7 ヶ月、1 0 アール当り賃借料は 8, 0 0 0 円の設定でございます。

こちらは、配分計画の変更ということで、農地中間管理機構を通して〇〇〇〇〇〇に貸付けしていたものが、利用権設定を受ける者が〇〇〇〇〇〇に変更となりまして、貸付け期間が残りの期間ということになります。

この後、2 番以降も同様の内容になります。次に 2 番でございます。

大字〇〇字〇〇 4 9 番外計 5 筆 田と畑 6 筆面積合計は 1 4, 2 7 4 m²、農振農用地、所有者が〇〇の〇〇〇〇氏、権利種別は機構法賃貸借、内容は転貸、農地中間管理機構が間に入りまして、権利の設定を受ける者として〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、存続期間が令和 4 年 8 月 2 6 日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日までの 6 年 5 ヶ月、1 0 アール当り賃借料は 8, 0 0 0 円の設定でございます。

続いて 3 番の申請地について説明申し上げます。

大字〇〇字〇〇 1 3 4 番外 2 筆 田 3 筆面積合計は 2, 8 5 6 m²、農振農用地、所有

者が〇〇の〇〇〇〇氏、権利種別は機構法貸借、内容は転貸、農地中間管理機構が間に
入りまして、権利の設定を受ける者として〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、存続期間が
令和4年8月26日から令和12年3月31日までの7年8ヶ月、10アール当り賃借料
は7,000円の設定でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

今ほど説明のあった2番の〇〇〇〇さんですが、畑も田と同じように10アールあたり
8,000円なのか。

事務局

今までの契約にならって、田・畑ともに8,000円という契約になっております。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第60号 農用地利用集積計画の承認に
ついて(利用配分) 承認することに決定いたします。

事務局

日程第3の議案第59号について、先ほどご承認いただいたわけですが、一部訂正がご
ございましたので申し上げます。〇〇〇〇さんの経営農地面積についてですが、畑の3筆で
4,272㎡でしたので、お詫びして訂正したいと思いますので、大変申し訳ございませ
んでした。よろしく願いいたします。

議長

日程第5 議案第61号 農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認
について

こちらは農地利用最適化推進委員 鈴木 一功 委員の関連ですので、退席を求
めます。では、1番について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第61号 非農地証明交付申請の承認について、令和4年7月20日提
出。1番について説明いたします。

農地の所在であります、大字〇〇字〇〇5360番地1外 地目が畑5筆、田1筆

計6筆 面積合計が1,785㎡であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏から申請が出されておりました、非農地の事由は現況及び申請書の経過等により非農地と判断です。

申請書でございますが、タブレットをご覧ください。

こちらに現況確認証明確認書があります。7月6日に現況確認調査員の遠藤充孝委員、上野庄市委員、田中茂委員と事務局で現地の確認をしております。申請人は先ほど申し上げました〇〇〇〇さんでございます。次のページが、申請地6筆の所在、面積等が記載されております。3ページからが〇〇〇〇さんから提出された申請書になります。令和4年6月8日に申請されまして、非農地化した経過としては、農業従事者の減少高齢化等で近隣、荒地、耕作放棄地が増え、農道も荒れて石が多く水はけも悪くなった。また、面積が小さく機械の大型化により困難となったということであります。次のページが6筆の土地の所在であります。次に位置図がありまして、〇〇集落の北側の畑、田んぼであります。次のページからは法務局の登記簿謄本がございます。こちらでは地番、地積、所有者が確認できるかと思っております。次に現況写真が添付されておりますが、すでに山林化している状況であります。次が法務局備え付けの公図の写しが6筆分添付されておりますので確認いただきたいと思います。最後に非農地化した経過とうことで、〇〇区長さんから証明をいただいております。令和元年ころからおおむね30年以上耕作されていないということでございます。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、7月6日に遠藤委員、田中委員と私、樋口事務局長と小川係長で現況確認をしてみました。現地を見るからに耕作不能であり、現況は畑ではなく、山林原野で非農地であるという判断をしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま1番について、事務局並びに調査員からの説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第61号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 1番について承認することに決定いたします。

議長

農地利用最適化推進委員 鈴木 一功 委員の着席を求めます。

次に、2番について事務局に説明を求めます。

事務局

続きまして2番です。農地の所在であります、大字〇〇字〇〇7337番外2筆 地目が畑 また、今回の申請地の一部が農振農用地となっております。計3筆面積合計が4,750㎡であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏から申請が出されておりました、非農地の事由は現況及び申請書の経過等により非農地と判断です。

申請書でございますが、タブレットをご覧ください。

まず、現況確認証明確認書でございますが、1番と同日の7月6日に現況確認調査員の3名と事務局で現地の確認をしております。2ページからが申請人の〇〇〇〇さん提出された申請書でございます。令和4年7月4日に申請されまして、非農地化した経過としては、開拓パイロット事業で開墾されたが、石が多くトラクターが入らなかったという状況で現在に至っているということであります。次のページが申請3筆の土地の所在であります、〇〇集落の北側、〇〇〇の間になっております。次に案内図、位置図が添付されております。田んぼであります。次のページからは法務局備え付けの登記簿謄本でございます。こちらでは地番、地積等確認いただいて、所有者に〇〇〇〇さんとなっております。申請者の〇〇〇〇さんとの関係でございますが、後ほど添付書類で確認いただきたいと思います。その次のページから3筆の現況写真が添付されております。すでに山林化している状況が確認できると思います。次に〇〇〇〇さんとの関係がわかる資料として戸籍謄本が添付されておりました、申請者の〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの次女にあたるということが確認できると思います。その次のページに、遺産分割協議書の写しが添付されておりました、相続人が申請者の〇〇〇〇さんともう一人の方がいて、〇〇〇〇さんの財産の全部を申請者の〇〇〇〇さんが相続するということ内容で、現在相続の手続き中ということでございます。次が、法務局備え付けの公図の写しでございます。最後に、非農地化した経過とうことで、〇〇区長さんから証明をいただいております、昭和50年頃からおおむね45年間耕作されていないということでございます。なお、この土地については以前にも何件か現況確認を行っております周辺でありまして、太陽光発電設備の設置工事に係る計画があるということです。ただし、今回1筆農振農用地でございますので、農地法上は今回の現況確認で農地以外の地目になりますが、農振除外については、現在、町で見直しをしているところに申出書をいただいておりますので、町で決定次第、開発が可能ということになります。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、1番と同日の7月6日に5名で現況確認をしてみました。現況写真を見ていただければわかると思いますが、以前からこの地区で太陽光発電施設設置の開発に関わるような土地で、長年耕作されていなかったところで畑というよりは山林化している現況でありまして、現在は非農地であるという判断をいたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま2番について、事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

1点だけよろしいですか。今回申請地が3筆だと思いましたが、資料を見ると、非農地化した経過で4筆になっているがどうなのか。

事務局

こちらは、字〇〇78番2については、申請者は畑という認識でいたようですが、登記簿謄本を取得した結果、雑種地ということがわかりまして、農地法上の適用を受けないということで変更しております。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第61号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 2番について承認することに決定いたします。

議長

日程第6 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

事務局に説明を求めます。

なお、こちらは農業委員 金田 未樹 委員の関連ですので、退席を求めます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第6 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和4年7月20日提出。

まず、1番について説明いたします。土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇3099番、地目は田、農振農用地、面積は499㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が

〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇〇でございます。転用目的が露天駐車場と現場事務所になります。転用理由が、太陽光発電施設設置工事に伴う現場事務所および駐車場用地の使用でございます。今回は一時転用になります。

次に、2番でございます。土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇3000番、地目は田、農振農用地、面積は872㎡、権利が賃貸借。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が先ほどと同じ〇〇〇〇でございます。転用目的が1番同様に露天駐車場、現場事務所及び駐車場用地です。転用理由も、1番と同じく太陽光発電施設設置工事に伴う現場事務所および駐車場用地の使用でございます。こちらの土地も一時転用でございます。

続きまして、申請書類の資料はタブレットをご覧いただきたいと思います。

こちらが申請書で令和4年7月5日に申請をいただいております。譲渡人と譲受人は先ほど申しあげましたとおりですが、今回は、代理人〇〇〇〇氏からの申請となっております。次のページが譲渡人〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の記載がございます。次のページが土地の所在、面積でございます。2筆合計で1,371㎡です。転用目的については別紙事業計画書で説明いたします。次に転用の期間でございますが、許可日から20ヶ月ということになっておりますが、工事期間が令和5年9月30日までの許可の方向でおります。こちらは太陽光の工事の工程表に合わせるということになりますので、県と協議調整しているところであります。内容については、事務所が242.88㎡、簡易トイレが10.8㎡、残りが駐車場になっております。次のページが資金関係でございます。全て自己資金ということであります。土砂の流出等の災害を防止するための措置ですが、造成のため盛土をして碎石を敷きますが、転圧を十分に行い、また畔を土留めの役割に使用することで土砂の流出を防ぐということでございます。農業用排水の影響については、給排水設備がない、し尿についても簡易トイレ、雨水は自然浸透となります。また、事務所プレハブが建つこととなりますが、水路を挟んでの農地への影響は、事務所から5m以上の距離を確保し、耕作期間中の日照には支障を及ぼさないということです。次のページからが事業計画になります。事業の必要性については、現在、字〇〇〇で太陽光発電施設設置工事を行っていきまして、今回の申請地の隣接地に現場事務所があります。作業員の増員により手狭になったため、現場事務所、駐車場用地の確保が必要となったということであります。そして、周辺の土地を探していた結果、農地ではありますが今回の申請地を選定したということでございます。土地の利用計画ですが、養生しながら現場事務所、駐車場に活用するということでございます。次のページに、一時転用の場合における農地への復元方法ですが、周囲の農地、水路や畔等の農業施設に支障を与えないように配慮しながら原状回復するということでございます。次が位置図の添付がございます。〇〇〇集落に向かって町道沿いの土地になります。次のページからが法務局の登記簿謄本になります。こちらで地積、地目、地番、所有者等確認いただければと思います。次が現況写真でございます。現在耕作されていない土地ということで、若干、草が生えている土地となっております。その次が公図の写しとなります。次に土地利用計画図が添付されております。今回申請して、新

たに現場事務所と駐車場を予定しているということでもあります。次のページが、転用候補一覧となっておりまして、今回の申請地を選定した経過になっております。次が資金計画の残高証明の写しとなっておりまして、次に借受者〇〇〇〇の登記事項証明書と定款の写しが添付されております。最後にそれぞれの委任状が添付されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、今回の一時転用の申請についてですが7月6日に現地の確認をしてまいりました。現在、太陽光発電施設設置工事が壮大なる設備になるはずですが、また、8月から100名程度作業員が増えるということで、現場事務所と駐車場が手狭になるということで、今回、田を借用して増設したいということでありました。プレハブも2階建てになりそうとのことですので、周辺に田んぼがあり日照不足が懸念されるため、周りの農地に迷惑にならないように行って下さいということをお願いしてきてきましたので、皆さまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

3番 佐藤 栄祐 委員

道路から土地が下がっていると思うのですが、盛土をしてフラットにして使うということによろしいでしょうか。

事務局

町道から田への落差がある関係で、この道路の赤線、作場道を使って出入りするということになります。この現道を使って田んぼに入るということで、新たに町道からの侵入路を設けないということで考えているそうです。以上です。

議長

その他ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたしました。

それでは、金田 未樹 委員の着席を求めます。

議長

日程第7 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、8月19日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第7 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からこれ以外で何かございませんか。

事務局

では、私の方からタブレットの資料をご覧いただきたいと思います。福島県農業会議から令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の通知がございました。毎年開催している研修でございまして、新型コロナウイルス感染拡大防止ということで参加人数制限がかかっております。状況によっては延期中止もあるということでご了承いただきたいと思います。開催日時が8月30日、場所が、会津若松市文化センターになります。

開催要領についてですが・・・・・・・・となります。出席者は5名の割り当てとなっておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長

その他 これ以外で委員の皆さんからご意見何かございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

〇〇地区の字〇〇〇31番の荒廃農地を〇〇〇〇がきれいにしてくれた。1反歩を超える農地なので、町でバックアップしていくことがあって良いと思いますが、荒廃農地再生事業の申請はありましたか。

事務局

相談は以前からありましたが、具体的な申請はまだです。

10番 佐藤 栄喜 委員

そうですか。ある程度の面積についてはバックアップしてあげても良いかなと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前9時55分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和4年7月20日

議長（会長）

署名人

署名人